

# 福岡県公報

平成二十八年六月三日  
第三千七百九十七号  
増刊  
①

## 目次

告示 (第四百八十五号)

○福岡県消防表彰規程の一部を改正する告示

(消防防災指導課) ……………

人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………

## 告示

福岡県告示第四百八十五号

福岡県消防表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県消防表彰規程の一部を改正する告示

福岡県消防表彰規程(昭和四十三年一月福岡県告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「別表第三に定める一級から八級までの等級」を「第六条第二項に規定する第一級から第八級までの障害等級」に改める。

第十条第二項第三号中「別表第三に定める」を「第六条第二項に規定する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二の表中「聾啞の聾」を「聾啞の聾」に、「一級」を「第一級」に、「一級の」を「第一級の」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

1 障害等級は、政令第6条第2項に規定する障害等級による。

2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで(第6項第1号を除く。)及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号)第3条の規定の例による。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年六月三日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第三十一号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県職員採用I類試験の項中「三 研究職給料表の職務の級二級の職」を「三 研究職給料表の職務の級一級の職のうち大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職」に改め、同表福岡県職員採用III類試験の項中「二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち」の下に「福岡県職員採用I類試験又は」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。